

No	ページ	項目名	質 問	対話時回答(案)
1	2	上水道	40mmもしくは25mmを複数は可能か。	複数はできません。なお、25mmを40mmに変更するかどうかは公募設置等指針にて示します。
2	2	電気	低圧電力は引き込めるか、都市ガス引き込みは可能か。	低圧電力は引き込み可能です。また、都市ガスは都市ガス供給会社と協議した結果、供給することは可能ということですので、提案者自ら都市ガス供給会社と協議してください。なお、プロパンガスの使用は可能です。
3	2	通信	何を指しているか。	インターネットや電話線を入れるための管を入れてあるという意味です。
4	2	利用上の条件	運搬車の重量は建築物に左右されずの数値か。	建築物に左右されずの数値です。公募設置等指針には「運搬車の総重量は8トン以内」として明記する予定です。
5	2	災害時の条件	建築物取り壊しの協議イメージは。	建築物の取り壊しが必要になった場合には、都市公園法第28条の規定に基づき適切に処理します。建築物取り壊し後に協議を行うイメージです。
6	7	事業範囲	橋詰広場の公募対象公園施設はマストか。 公募対象公園施設の機能範囲は。	橋詰広場の公募対象公園施設は公募設置管理制度を適用する上では必須となります。公募対象公園施設は、都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号）第3条の3に次のように規定されています。 （公募対象公園施設の種類） 第三条の三 法第五条の二第一項の国土交通省令で定める公園施設は、次に掲げるものであつて、当該公園施設から生ずる収益を特定公園施設の建設に要する費用に充てることができるものと認められるものとする。 一 休養施設 二 遊戯施設 三 運動施設 四 教養施設 五 便益施設 六 令第五条第八項に規定する施設のうち、展望台又は集会所
7	7	事業範囲	屋根やパーゴラは特定公園施設に含まれるのか。	公募対象公園施設と一体的に整備することにより当該公園施設の効率的な整備が図られると認められるものを特定公園施設としています。
8	7	事業イメージ	景観協議の範囲や想定対象内容は。	具体的な協議イメージはありませんが、市、地元、市が指定するアドバイザー等と協議を行うことを想定しています。
9	7	事業イメージ	都市再生推進法人はホテルコンベンションとは別イメージか。	別イメージですが、結果的に同一法人になることはありうると考えます。
10	9	費用分担	市は何を負担するのか。譲渡する意図は。 P15 トイレ部分	市は特定公園施設の建設に係る費用のうち、一定額を上限とし、建設費用のうち最大9割を負担し、その額で買い取りを行います。また、上限額は公募設置等指針において示します。 例：特定公園施設の建設費 5,000万 市の買い取り額 4,500万 民間事業者の負担 500万

No	ページ	項目名	質 問	対話時回答(案)
11	9	費用分担	このプロポーサルの民間側のインセンティブをどのあたりに考えているか。 Ex. 特定公園施設（駐輪場、広場など）の設置費用に対して指定管理料が変動するのか。 Ex. 整備費用が大きい場合は、賃料が安くなるのか？加点なのか？	公募設置等指針において示します。しかし、QURUWA戦略が実現できるようなものにしていきたいと考えます。
12	12	将来像	橋：お迎え、交流空間 橋詰広場：居住環境を向上させる、 ＝レジャー、交流、景観形成モデル、通行制限？ → 橋詰と橋上で厳密な機能分担、性格付けがあるか	厳密な機能分担、性格付けはありません。
13	12	設置に関する事項 （１）橋上広場	公募対象公園施設と建築物の違いは。 ピンク部分に特定公園施設は設けられるか。Ex. 屋根・パーゴラなど	建築物ではない公募対象公園施設もありうると考えているため、その意味で記載しています。 ピンク部分の取扱いについては、公募設置等指針において示します。
14	15	建設に関する事項	橋上広場の公募対象公園施設を除くすべての部分とは、西側と北側の通路部分を指しているのか。	御理解のとおりです。しかし、幅4m以上の歩行者空間を設けていただく必要があります。
15	15	特定公園施設の建設に関する事項 コ	市の建築費用の負担額とはどれを対象にしているのか。 費用分担では、すべて提案者になっている	特定公園施設を建設するにあたって、当初は提案者に負担していただき、一定額を上限とし、建設費用のうち最大9割を負担し、その額で買い取りを行います。
16	16	管理運営費用	指定管理の対象範囲、対象項目は。	別紙6にて示します。
17	16	管理運営費用	利用料金、看板広告の専用料等は決定事項か。	占用料等の使用料は都市公園条例に規定された額です。また、利用料金制を採用するので、都市公園条例に規定された額を上限として提案者との協議により決定します。また、提案者が使用料を払った場合において、第3者から徴収する利用料金の上限はありません。
18	18	応募者の資格	建設における実績について商業施設のみでもよいか。	公募設置等指針において示します。
19	20	設置または管理の許可 エ	市主催事業の際は、市が占用予定なのか。	市が原則占用する予定です。具体的には協議により決定していきたいと考えます。
20	27	自主事業	指定管理事業内の自主的な取り組み、提案事業はなしでよいか。 様式10-4に年2回程度とあり	公募設置等指針において示します。
21	様式9－3	（２）公募対象公園施設に関する計画	複数テナントの場合は全体での情報か各テナントの情報か。	各テナントごとを想定していますが、事務が膨大になるおそれがありますので、公募設置等指針において示します。
22	様式9－3	（２）公募対象公園施設に関する計画	地元協議会等は具体的にどういう組織なのか。	現時点では、地元で定例的に行われている会議が地元協議会に該当するものと考えています。また、今後、都市公園法に基づく協議会が結成された場合には、それも指すものと考えます。
23	様式9－5	（４）利便増進施設の設置に関する計画	①地域における催し物の情報収集はどのように行いセレクトするのか。	提案者が自ら情報収集し、セレクトするものと考えています。
24	様式9－5		書式や費目の内訳は指定か。	指定と考えておりましたが、事務が膨大になるおそれがありますので、公募設置等指針において示します。
25			環境について情報提供いただきたい（風、西日など）。	現地のデータをはありません。 参考に大平大気観測所のデータを開示します。
26			現場管理事務所的なものはどこに設置してもよいか。	どこに設置していただいてもかまいませんが、市では乙川河川緑地及び中央緑道について指定管理者制度を導入することを検討しておりますので、それを踏まえた配置を御検討ください。

No	ページ	項目名	質 問	対話時回答(案)
27			営業時間等の制限はあるか。	現在検討中ですが、関係法令等に従って適切な営業時間等になるような提案をしてください。
28			地元事業者の割合やインセンティブはあるか。	公募設置等指針において示します。
29			資料や公募スキームがホテル・コンベンションと異なりすぎているので合わせてほしい。	別々の事業ですので、すべてを同一にしていくことは困難ですが、合わせる事が出来るものは合わせていきます。